

令和8年度介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、県内施設等で就労している技能実習生及び1号特定技能外国人（以下「技能実習生等」という。）に対し、就労期間等に応じた段階的な学習を通じ、基礎的な介護知識・技術・日本語の土台形成や実践力の向上を図ることで就労定着を支援するとともに、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）に合格できる技能実習生等を養成し、長期にわたり介護分野で活躍する外国人材を確保することを目的とする。

2 業務内容

(1) 受講者の募集及び受入施設等との調整

以下の研修を実施するにあたり、必要に応じ、都度受講者の募集を行うこと。なお、定員を超える応募等の際は、県と事前協議の上、受入施設等と調整を行うこと。

(2) 介護職種の技能実習生等を対象とした国家試験合格のための研修の実施

① 研修対象者

- ・今後国家試験を受験する予定である県内の介護施設等に就労する介護職種の技能実習生等。

② 研修内容

- ・受講者が国家試験に合格できるよう、介護に関する専門知識及び日本語能力向上を目的とした研修内容とすること。
- ・研修の実施回数は、各コース月4回程度実施すること。
- ・上記の内容以外で、受託者が受講者の知識習得や能力向上に効果的と認める取り組みがあれば、積極的に実施すること。
- ・受講者毎の就労期間や日本語能力に応じた段階的な学習プログラムとするため、以下のとおり複数のコースを設定すること。なお、各コースの実施にあたり、より良い学習方法や内容等にするため、本仕様書に定める事項を一部変更したいときは、県と事前協議の上、予算の範囲内で行うこと。

ア 基本コース…日本で介護職として働くために必要な基礎スキルの習得に資するコース。

対象者) 就労開始1年未満またはJLPT N4程度の外国人介護人材。

内容) 介護制度の基礎理解、基礎的介護専門技術・日本語の習得（基礎編）。

クラス) 年度途中の就労開始者にも対応できるよう、おおむね四半期程度ごとにクラスを設けること。

受講者数) 延べ120名程度とすること。なお、各クラスにおいては、学習の質を担保できる人数（概ね15名前後）とすること。

学習環境) クラス毎の研修時間を24時間以上確保すること。また、受講者が復習等に取り組めるよう、自主学習用の教材・ツール等を提供すること。

イ スキルアップコース…将来的な国家試験合格に必要な専門的知識・日本語能力強化コース。

対象者) 就労開始2～3年程度またはJLPT N3～4程度の外国人介護人材。

内 容) 介護専門技術・日本語能力の向上（応用編）。

受講者数) 延べ30名程度とすること。

学習環境) クラス毎の研修時間を80時間以上確保すること。また、受講者が復習等に取り組めるよう、自主学習用の教材・ツール等を提供すること。

ウ 国家試験対策コース…国家試験合格に向けた集中的な学習コース。

対象者) 第39回国家試験受験予定者。なお、1～2回目の受験予定者を優先とする。

内 容) 試験対策学習、模擬試験。

※ただし、模擬試験について、1回以上実試験と同じスケジュールで実施すること。

クラス) 「介護福祉士国家試験におけるパート合格制度（合格パートの受験免除）の導入について（令和7年5月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）」及び関連通知等を踏まえたパート別の学習クラスを設けること。なお、全パート受講を希望する受講者にも対応できるよう、クラスの実施時期・スケジュール等は柔軟に設定すること。

受講者数) 延べ45名程度とすること。なお、各クラスにおいては、学習の質を担保できる人数（概ね15名前後）とすること。

学習環境) 全パートをあわせた研修時間として、68時間以上確保すること。また、受講者が復習等に取り組めるよう、自主学習用の教材・ツール等を提供すること。

③ 研修体制

- ・ 県内全地域で受講機会を確保できる研修体制（複数地域での開催、オンライン活用等）とすること。
- ・ 研修講師は、介護福祉に関する体系的な専門知識と実践的指導力を備え、あわせて日本語教育（特に介護日本語）の教授法に習熟した者とすること。具体的な要件については、以下のとおりとする。なお、研修講師を複数名設置する場合は、複数名ですべての要件を満たすこととして差し支えない。
 - ア 介護福祉士または介護福祉士実務者研修修了者であること。
 - イ 日本語教師に関する研修や講座等（日本語教育能力検定試験や日本語教師養成講座、大学における日本語教師養成課程）を修了、または登録日本語教員であること。
- ・ 必要に応じて通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・ 受講者の入国年次等によって介護知識及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、個々の能力等を把握した上で、効果的な研修体制を組むこと。
- ・ 受講者の能力等に応じて、複数のコースに分けて研修を行うこと。
- ・ 基本コース、スキルアップコースの受講者に対し、目標達成に向けた学習状況の改善や習熟度の向上、学習意欲の継続を促すため、定期的にヒアリングを行うとともに、特に改善が必要と判断される受講者に対しては、授業毎に実施すること。
- ・ 国家試験対策コースの受講者に対しては、授業毎にヒアリングを行うこと。
- ・ あわせて、受講者のヒアリング状況、その他必要な情報について、受講者が勤務する介護事業所等

に対し、月1回程度報告すること。

④ 研修成果等の確認

- ・研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にした上で、研修実施前に研修計画を作成すること。
- ・受講者に対しテストやアンケート等を実施し、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組みを行うこと。

⑤ 研修教材

- ・研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

⑥ 受講料等

- ・受講者については、原則として、受講に係る費用（模擬試験等の受験料や教材費含む）は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。なお、研修会場までの旅費や、研修体制の整備に係る備品購入等の費用については、受講者負担とすること。

3 目標

本事業における目標水準を以下のとおり設定する。

- ア 基本コース…日常業務に必要な日本語（N4～N3 レベル）を理解する。また、介護の基礎概念を日本語で理解し、現場で実践できる。
- イ スキルアップコース…介護専門用語（N2～N3 レベル）を習得し、文章読解・口頭説明が可能になる。業務記録（介護記録等）を、専門用語を用いて適切に記述できるようになる。
- ウ 国家試験対策コース…第39回国家試験の合格率として、全パート合格者50%、一部パート合格者50%とする。

4 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。